

○金沢大学授業料免除等選考基準細則

改正

本学における授業料免除等の対象者の選考については、「金沢大学授業料免除及び徴収猶予規程」及び「金沢大学入学料免除及び徴収猶予規程」によるもののほか、この細則によるものとする。

1 家計基準

(1) 授業料免除の対象とする者は、その者の属する世帯の1年間の総所得金額が別表第1の収入基準額以下の者であること。また、入学料免除の対象とする者は、別表第2の収入基準額以下の者であること。この場合、総所得金額の算定は、別記1「総所得金額の算定方法」により行う。ただし、次のいずれにも該当する者については、独立生計者として認定することができるものとし、本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）の1年間の総所得金額で判定する。

(ア) 所得税法上、父母等の扶養親族でない者

(イ) 本人が加入している国民健康保険、共済組合等の公的医療保険において、本人又は配偶者が被保険者（国民健康保険においては世帯主）として保険料を支払っている者

(ウ) 父母等と別居している者

(エ) 本人又は配偶者に独立した家計を営むに十分な収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者

2 学力基準

(1) 学業成績優秀の判定

(ア) 学域及び全学教育・国際共修機構総合教育部学生については、前期時・後期時ともに、本人の所属ごとに別に定められた基準単位数を修得した者。

ただし、1年次の前期時においては、本学に入学し、かつ学修に意欲があり修業年限内に卒業できる見込みがあると認められることをもって基準単位数を修得したものとみなす。

(イ) 大学院学生のうち修士課程及び博士前期課程在籍者については、前期時・後期時ともに、本人の所属する研究科（専攻）ごとに別に定められた基準単位数を修得した者。

ただし、1年次の前期時においては、本学に入学し、かつ学修に意欲があり修業年限内に修了できる見込みがあると認められることをもって基準単位数を修得したものとみなす。

(ウ) 大学院学生のうち博士課程及び博士後期課程在籍者については、本人の所属する研究科（専攻）において学業優秀であると認められた者。

(エ) 大学院学生のうち専門職学位課程については(イ)に準ずる。

(オ) 別科については(イ)に準ずる。

(2) 修業年限を超えた者等の取扱い

修得単位が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者又は修業年限を超えた者は、免除の対象としない。

ただし、病気・留学など特別な事由があると認められる場合は、特例として指導教員等の推薦をもって免除の対象とすることができる。

なお、この場合の取扱いは、別記2「留年している者又は修業年限を超えた者の扱い」によるものとする。

3 免除の判定

授業料免除及び入学料免除を受ける者は、原則として、前記1及び2に定める家計基準及び学力基準のいずれにも該当している者の中から、免除実施予算額の範囲内で選考する。ただし、「金沢大学授業料免除及び徴収猶予規程」及び「金沢大学入学料免除及び徴収猶予規程」に定める大規模災害（以下「大規模災害」という。）によるものについては、別記3「大規模災害に係る授業料及び入学料免除の判定基準」により選考する。

(1) 授業料免除

(ア) 金沢大学授業料免除及び徴収猶予規程第7条第2項に定める特別な事情によるものについては、前記1に定める家計基準に該当している者の中から選考する。

(イ) 全額免除、半額免除又は一部免除の決定については、予算の範囲内で全額免除者、半額免除者の順に家計困窮度の高い者から選考した後、予算に余りが生じた場合は、半額免除者のうち家計困窮度の高い者から全額免除者として選考できるものとする。

(ウ) 該当期における免除実施可能額に不足が生じた場合は、家計困窮度の低い者に対して一部免除を許可することがある。

(2) 入学料免除

(ア) 金沢大学入学料免除及び徴収猶予規程第3条第2項及び第4条に定める特別な事情によるものについては、前記1に定める家計基準に該当している者の中から選考する。

(イ) 全額免除、半額免除又は一部免除の決定については、予算の範囲内で全額免除者及び半額免除者を選考する。

4 徴収猶予及び月割分納の選考

授業料の徴収猶予及び月割分納並びに入学料の徴収猶予に係る選考は、その都度、教育企画会議の議を経て判定する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年2月28日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和8年3月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別記3の改正規定については、令和8年2月1日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

別表第1(授業料の免除に係る収入基準額表)

【全額免除収入基準額】

(学士課程・別科)

世帯人員	収入基準額
1人	440,000円
2人	700,000円
3人	810,000円
4人	875,000円
5人	945,000円
6人	995,000円
7人	1,035,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに40,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

(大学院修士課程・博士前期課程、専門職学位課程)

世帯人員	収入基準額
1人	480,000円
2人	760,000円
3人	885,000円
4人	960,000円
5人	1,040,000円
6人	1,085,000円
7人	1,130,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに45,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

(大学院博士課程・博士後期課程)

世帯人員	収入基準額
1人	660,000円
2人	1,060,000円
3人	1,225,000円
4人	1,330,000円
5人	1,440,000円

6人	1,510,000円
7人	1,575,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに65,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

【半額免除収入基準額】

(学士課程・別科)

世帯人員	収入基準額
1人	1,670,000円
2人	2,660,000円
3人	3,060,000円
4人	3,340,000円
5人	3,600,000円
6人	3,780,000円
7人	3,950,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに170,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

(大学院修士課程・博士前期課程、専門職学位課程)

世帯人員	収入基準額
1人	1,820,000円
2人	2,900,000円
3人	3,340,000円
4人	3,640,000円
5人	3,930,000円
6人	4,120,000円
7人	4,320,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに200,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

(大学院博士課程・博士後期課程)

世帯人員	収入基準額
1人	2,540,000円
2人	4,040,000円
3人	4,670,000円
4人	5,070,000円

5人	5,480,000円
6人	5,740,000円
7人	6,020,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに280,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

別表第2(入学料の免除に係る収入基準額表)

(学士課程・別科)

世帯人員	収入基準額
1人	1,670,000円
2人	2,660,000円
3人	3,060,000円
4人	3,340,000円
5人	3,600,000円
6人	3,780,000円
7人	3,950,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに170,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

(大学院修士課程・博士前期課程、専門職学位課程)

世帯人員	収入基準額
1人	1,820,000円
2人	2,900,000円
3人	3,340,000円
4人	3,640,000円
5人	3,930,000円
6人	4,120,000円
7人	4,320,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに200,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

(大学院博士課程・博士後期課程)

世帯人員	収入基準額
1人	2,540,000円
2人	4,040,000円

3人	4,670,000円
4人	5,070,000円
5人	5,480,000円
6人	5,740,000円
7人	6,020,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに280,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

別記1

別記1

[別紙参照]

別記2

別記2

[別紙参照]

別記3

別記3

[別紙参照]

別記 1. 「総所得金額の算定方法」

総所得金額とは、申請者の属する世帯における申請の前年 1 年間における金銭、物品などの総収入金額から (1) 必要経費、(2) 特別控除額を差し引いた金額をいう。

なお、本人の給付型奨学金については、申請の前年度 1 年間に大学又は大学院で実際に受けた総額を総収入金額に加算するものとする。

ただし、次の者については申請時点からの 1 年間の収入見込額を総収入金額とすることができる。

- ・ 独立生計者本人（配偶者のある場合は、配偶者を含む。）
- ・ 私費外国人留学生本人（配偶者のある場合は、配偶者を含む。）

（注）収入見込額には本国からの定期的な送金及び給付型奨学金（申請の当該年度に給付が予定されている額とする。）を含む。

- ・ 家計急変者を対象とした免除申請者本人（配偶者のある場合は、配偶者を含む。）及び生計維持者

(1) 必要経費

必要経費の控除は、次の所得の種類別により取り扱う。

① 給与所得

俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等（扶助料、傷病手当金等を含む。）の収入金額については、次の計算式によって、得られた金額を控除する。

- ・ 収入金額が 124 万円以下のものは収入金額と同額とする。
- ・ 収入金額が 124 万円を超え 332 万円までのもの
収入金額×0.2 + 99 万2千円
- ・ 収入金額が 332 万円を超え 360 万円までのもの
収入金額×0.3 + 66 万円
- ・ 収入金額が 360 万円を超え 660 万円までのもの
収入金額×0.2 + 102 万円
- ・ 収入金額が 660 万円を超え 850 万円までのもの
収入金額×0.1 + 168 万円
- ・ 収入金額が 850 万円を超えるもの
253 万円

（注）1 給与所得者が 2 人以上いる場合、この計算は各人別に行う。

2 同一人で 2 以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと総所得金額を算定する。

② 商業、工業、林業、水産業所得

年売上高から、必要経費として、売上品原価と営業経費を控除する。

なお、売上品原価には、当該年度内の仕入れであっても、年度末に在庫として残っている分（たな卸資産）は含まない。

また、営業経費とは、雇人費、減価償却費、業務に係る公租公課等収入金額を得るための必要経費をいう。

③ 農業所得

総粗収入から必要経費として、肥料、種苗、蚕種、家畜の飼料、動力機の燃料等（過去 1 年間の収入を得るために実際に消費したもの）の購入費を控除する。

なお、総粗収入には、農作物の種類別に作付面積から総収量を算出し、これに販売価格を乗じて得た金額（粗収入）のほか、養蚕、牧畜、養豚等農作物以外の収入及び副業収入がある場合には、その収入金額を、すべて前記の収入金額（粗収入）

に加算すること。

また、家計仕向け分（自家消費）も販売価格で換算して含めるものとする。

④ その他の職業による所得及び雑所得

給与、商業、工業、林業、水産業、農業以外の職業（開業医、弁護士、著述業、公認会計士、外交員、税理士、大工、左官等）によって収入を得ている場合及び利子、配当、家賃、間代、地代、内職収入、親戚・知人等からの援助等の収入の場合、それぞれの収入を得るための必要経費を要したときは、収入金額からその必要経費を控除する。

(2) 特別控除

母子・父子世帯、就学者のいる世帯、その他特別の事情のある世帯について、次表の特別控除額を控除する。

	特別の事情	特別控除額		
A 世帯 を 対 象 と す る 控 除	①母子・父子世帯	490,000 円		
	②就学者のいる世帯	小学校児童 1 人につき	80,000 円	
		中学校及び 中等教育学校の前期課程 生徒 1 人につき	160,000 円	
		国・公立高等学校及び 中等教育学校の後期課程 生徒 1 人につき	自宅通学	280,000 円
			自宅外通学	470,000 円
		私立高等学校及び 中等教育学校の後期課程 生徒 1 人につき	自宅通学	410,000 円
			自宅外通学	600,000 円
		国・公立高等専門学校 学生 1 人につき	自宅通学	360,000 円
			自宅外通学	550,000 円
		私立高等専門学校 学生 1 人につき	自宅通学	600,000 円
			自宅外通学	800,000 円
		国・公立大学 学生 1 人につき	自宅通学	590,000 円
			自宅外通学	1,020,000 円
		私立大学 学生 1 人につき	自宅通学	1,010,000 円
			自宅外通学	1,440,000 円
国・公立専修学校高等課程 生徒 1 人につき	自宅通学	170,000 円		
	自宅外通学	270,000 円		
私立専修学校高等課程 生徒 1 人につき	自宅通学	370,000 円		
	自宅外通学	460,000 円		
国・公立専修学校専門課程 生徒 1 人につき	自宅通学	220,000 円		
	自宅外通学	620,000 円		
私立専修学校専門課程 生徒 1 人につき	自宅通学	720,000 円		
	自宅外通学	1,120,000 円		
③障がい者のいる世帯	障がい者 1 人につき	990,000 円		
④火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額。			
⑤父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯	父母以外の者の所得者 1 人につき 380,000 円。 なお、その所得が 380,000 円未満の場合はその所得額。 ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない。			
B 本人を対象とする控除	大学・大学院・別科	自宅通学	280,000 円	
		自宅外通学	720,000 円	

- (備考) 1 A欄の「②就学者のいる世帯」による控除は、就学者の中に出願者本人は含めない。
- 2 就学者の学種が申請時と異なる場合は、申請時の学種によりA欄の「就学者のいる世帯」による控除額を適用すること。
- 3 A欄の控除については、該当する特別の事情がある場合にはそれらの特別控除額をあわせて控除することができる。

別記 2. 「留年している者又は修業年限を超えた者の扱い」

- (1) 「留年している者」とは、授業料免除の対象者を選考するときにおいて同一学年にとどまっている者をいい、「修業年限を超えた者」とは、休学、留学等により在籍期間が最短修業年限を超えた者をいう。

なお、長期履修者においては、当該長期履修が認められた期間を最短修業年限とする。

- (2) 「留年している者又は修業年限を超えた者」で授業料免除の対象としてよい事例

(ア) 病気

①長期療養のため休学した場合、②休学期間に満たない期間の病気のために単位修得ができなかった場合、③単位修得試験の当日の病気により単位修得ができなかった場合、④学長がこれらの事例と同等以上の事情があると特に認めた場合

(ただし、「病気」には外傷を含むが、法令等に違反した行為が病気の原因である場合は除く。)

(イ) 留学

①留学のため単位修得ができなかった場合（本来の学業修得のため真に有益であるとは認められない留学や留学期間が概ね半年未満の留学は除く。）、②学長がこれらの事例と同等以上の事情があると特に認めた場合

(ウ) 大学院学生の論文作成

①大学側の相応の責任によって論文作成が遅れ、留年又は修業年限を超過した場合、②学長がこれらの事例と同等以上の事情があると特に認めた場合

なお、研究科長からの推薦理由及び指導教員が提出した指導改善計画書をもって免除の対象者とする。

(エ) その他

①出産・育児のために休学した場合、②国又は地方公共団体の求めに応じ、休学して公共的な事業に参加した場合、③学資負担者の不在や被保護世帯のため、学業と平行して学資獲得のためのアルバイト又は常勤の業に就いた場合、④本人が身体障がい者である場合、⑤学長がこれらの事例と同等以上の事情があると特に認めた場合

(ただし、国家試験等の受験、大学院の受験、転学等の受験、就職のためなど、自己都合により留年又は修業年限を超過している場合は除く。)

- (3) 「留年している者又は修業年限を超えた者」について授業料免除を行なってよい期間

上記 (2) の事由により授業料免除を行う場合でも、留年又は修業年限超過の期間は、原則として1年間とする。

ただし、学長が真にやむを得ない事情があると特に認めた場合には、1年を超えることができる。

- (4) 判定のための手続

(ア) 上記 (1) 及び (2) の判定は、教育企画会議による実質的な審査により行うこととし、上記 (2) における「学長がこれらの事例と同等以上の事情があると特に認めた場合」により授業料免除を行うとき及び上記 (3) における「学長が真にやむを得ない事情があると特に認めた場合」により1年を超えて授業料免除を行うときは、特に慎重な判定を行うこととする。

(イ) 教育企画会議による審査をする際には、該当者の氏名を明記しない等個人情報に十分配慮しなければならない。

別記3. 「大規模災害に係る授業料及び入学料免除の判定基準」

(1) 対象者及び免除額

前記1及び2に定める家計基準及び学力基準に該当しない者を含め、次の各号により選考する。

- ① 学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が災害救助法適用地域に居住し、かつ、市区町村長又は消防署長が証明する「罹災証明書」により、その家屋等が全壊、大規模半壊であると証明された者は全額免除とすることができる。
- ② 学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、かつ、市区町村長又は消防署長が証明する「罹災証明書」により、その家屋等が中規模半壊、半壊又は床上浸水であると証明された者は半額免除とすることができる。ただし、入学料は国から予算措置があった場合に限り、全額免除とすることができる。
- ③ 学資負担者が大規模災害により死亡（行方不明を含む。）した者は全額免除とすることができる。

(2) 対象期間

- ① 入学料免除は、災害発生日以降の入学者から適用することとし、原則として、申請基準日（4月期入学：入学年度の4月1日、10月期入学：入学年度の10月1日）が災害発生日後1年以内である場合に限る。ただし、国から予算措置があった場合は、この限りでない。
- ② 授業料免除は、災害発生日が授業料納付期限日（前期：5月末日、後期：11月末日）以前である場合は当該学期から、納付期限日後の場合は翌学期から適用することとし、原則として、申請基準日（前期：4月1日、後期：10月1日）が災害発生日後1年以内である場合に限る。ただし、国から予算措置があった場合は、この限りでない。

(3) 退学又は休学を届け出る者の取り扱い

- ① 当該申請を許可し、又は不許可とするまでの間（以下「申請中期間」という。）に退学を届け出る場合において、退学日が申請中期間より後の場合は、申請を無効とせず、入学料又は申請に係る学期中に徴収する授業料に対して、選考の上、免除を許可することができる。ただし、退学日が申請中期間の場合は、申請を無効とし、入学料又は退学の日の属するクォーターまでの授業料を納付しなければならない。
- ② 申請中期間に休学を届け出る場合は、申請を無効とせず、申請に係る学期中に徴収する授業料に対して、選考の上、免除を許可することができる。